

日本パラグライダー協会

パラモーター技能証規定

日本パラグライダー協会

2012年3月1日

JPA パラモーター技能証規定

前文.....	3
1. 目的.....	4
2. 定義.....	4
2-1. パラモーター.....	4
2-2. 練習生.....	4
2-3. モーターベーシックパイロット.....	4
2-4. モーターパイロット.....	4
2-5. モータータンデムパイロット.....	4
2-6. モーターインストラクター.....	4
2-7. モーターエグザミナー.....	4
3. 技能証認定.....	5
3-1. モーターベーシックパイロット技能証.....	5
3-2. モーターパイロット技能証.....	5
3-3. モータータンデムパイロット技能証.....	5
3-4. モーターインストラクター技能証.....	5
3-5. モーターエグザミナー.....	5
3-6. 技能証様式.....	5
4. 技能証認定の申請資格.....	5
4-1. モーターベーシックパイロット技能証.....	5
4-2. モーターパイロット技能証.....	6
4-3. モータータンデムパイロット技能証.....	6
4-4. モーターインストラクター技能証.....	6
4-5. モーターエグザミナー.....	7
5. 資格申請の制限.....	7
5-1. 再申請.....	7
5-2. 不正行為.....	7
6. 技能証の効力.....	7
6-1. モーターベーシックパイロット技能証.....	7
6-2. モーターパイロット技能証.....	7
6-3. モータータンデムパイロット技能証.....	7
6-4. モーターインストラクター技能証.....	8
6-5. モーターエグザミナー.....	8
7. 検定試験.....	8
7-1. 検定試験及び審議会.....	8
7-2. 検定試験の概要.....	8
7-3. 審議会の概要.....	8
7-4. 検定試験の立会い.....	8
7-5. 検定試験の報告.....	8
8. 検定試験の免除.....	8

8-1. 外国の技能証所有者に対する検定試験の免除	8
8-2. 能力に優れた者の検定試験の免除.....	9
9. 技能証認定の手続き.....	9
10. 技能証再交付手続き.....	9
11. 申請料.....	9
12. 技能証の更新.....	9
12-1. 更新申請の条件	9
12-2. 更新申請書類.....	9
12-3. 更新の申請料.....	9
13. 罰則	9
13-1. 技能証の取り消し又は効力の停止	9
13-2. 技能証の申請の不正	9
14. 雑則	10
14-1. 検定試験の安全管理.....	10
14-2. 技能証、申請書の書式	10
14-3. 医師の診断書の提出.....	10
14-4. 診断書の提出期限.....	10
14-5. 賠償責任保険.....	10
15. パラモーター技能証課程（別紙）	10

以上

JPA パラモーター技能証規定

2012年3月1日 制定

前文

この規定は JPA パラグライダー技能証規定に基づき制定する

制定の趣旨

次の項目を制定の趣旨とする。

1. フットランチによる離発着を原則とするパラグライダーの飛行を、動力装置により補助し、より安全で円滑かつ効率あるものとする。
2. パラモーターによる飛行が、航空法で定められた航空機の運航を妨害したり危害を与えないよう自主規制して活動する。航空界の安全運航に積極的に協力するものとする。
3. 社会的に責任と自覚を持ったパイロットを育てる。一般社会のスポーツ活動・健康増進活動に積極的に参加し貢献する。
4. 世界的動向のエコ・省エネ・無公害活動に協力し、社会への協力・共存意識を持ったパイロットを育てる。
5. 消音・騒音対策を積極的に推進するため、電気モーター付きパラグライダーの普及・振興を図る。

この規定におけるパラモーターの定義・解釈と限定

1. パラモーターとは、動力装置を備えたパラグライダーであって、かつ、滑空を主とするものをいい、動力装置を停止した場合であっても通常のパラグライダーと同等の飛行が出来るものをいう。フットランチによるパラグライダー飛行の上昇・高度維持・安全のための移動をするため、動力装置を備えたパラグライダー。
2. パラグライダーによる動力飛行は
 - (1) ウインチによるトーイング飛行
 - (2) 航空機曳航によるトーイング飛行
 - (3) 電気モーターによるプロペラ推力を利用する飛行
 - (4) エンジン(内燃機関)によるプロペラ推力を利用する飛行の 4 種(方法)が行われている。
この規定では、(3) 及び (4) の飛行に限定し実施する。
3. JPA では、社会的省エネ・無公害志向の見地から電気モーターによるプロペラ推力を利用する飛行を推し進める。

パイロットの責任と義務

1. JPA 及び正会員が定める自主規制・エアリアルール、マナーに従い活動する
2. その責任は全て自己責任とする。
3. 社会のルール・マナーに従い、また社会に貢献する。

エリア・スクール管理者の責任と義務

1. 地域環境・ルールを守り、許される範囲で、エリア環境や条件を整え提供する。
2. 安全対策を整える。
3. しっかりとしたエアリアルールを作り、パイロットとその活動を管理する。

1. 目的

本規定は前記趣旨等に基づき日本国内におけるパラモーター飛行活動の安全かつ健全な発展と、パラモーターの操縦及び練習を行おうとする者並びに操縦の教習を行おうとする者の技能を試験し、判定し、認定する事を定め、またその責任と義務・活動内容を定めることを目的とする。

2. 定義

2-1. パラモーター

この規定に定めるパラモーターとは、動力装置を備えたパラグライダーであって、かつ、滑空を主とするものをいい、動力装置を停止した場合であっても通常のパラグライダーと同等の飛行が出来るものをいう。

2-2. 練習生

練習生とは、本規定に定めるモーターベーシックパイロット技能証、モーターパイロット技能証等の技能証を有せずにパラグライダーの飛行を行うとする者であって、JPAパイロット会員証を有し、JPA登録校の開催するスクール課程に入校している者をいう。ただし、1日体験生はJPAパイロット会員証を有する必要はないものとする。

2-3. モーターベーシックパイロット

モーターベーシックパイロット(MBP)とは、JPAパイロット会員証を有しこの規定に定めるモーターベーシックパイロット課程を修了した者が本規定の定める検定試験に合格し、モーターベーシックパイロット技能を認定された者をいう。

2-4. モーターパイロット

モーターパイロット(MP)とは、JPAパイロット会員証及びモーターベーシックパイロット技能証を有し、本規定に定めるモーターパイロット技能証課程を修了し、本規定の定める検定試験に合格した者が取得できる。

2-5. モータータンデムパイロット

モータータンデムパイロット(MTP)とは、JPAパイロット会員証及びモーターパイロット技能証を有し、本規定に定めるモータータンデムパイロット課程を修了した者が本規定の定める検定試験に合格し、モータータンデムパイロット技能を認定された者をいう。

2-6. モーターインストラクター

モーターインストラクターとは、JPAパイロット会員証及びモーターパイロット技能証を有し、所定の課程を修了し、検定に合格した者が取得できる。

2-7. モーターエグザミネーター

モーターエグザミネーターとは、JPAスーパーバイザーによってその技能と資格を認められ、モーターエグザミネーターとして認定された者をいう。

3. 技能証認定

3-1. モーターベーシックパイロット技能証

JPA 会長は、モーターインストラクター技能証を所持する者の申請により、パラモーターの操縦の教習を受ける者について、モーターベーシックパイロット技能証の認定を行う。

3-2. モーターパイロット技能証

JPA 会長は、モーターインストラクター技能証を所持する者の申請により、パラモーターの操縦を行おうとする者について、モーターパイロット技能証の認定を行う。

3-3. モータータンデムパイロット技能証

JPA 会長は、モータータンデムパイロット技能証を有するモーターインストラクターの申請により、モータータンデムパラグライダーの操縦を行おうとする者について、モータータンデムパイロットの認定を行う。

3-4. モーターインストラクター技能証

JPA 会長は、モーターエグザミナーからの申請により、パラモーターの指導を行おうとする者について、3年またはそれ以内の期間を定め、モーターインストラクター技能証の認定を行う。

3-5. モーターエグザミナー

JPA 会長は、JPA スーパーバイザーによってモーターエグザミナーとしての能力を認められた者を、モーターエグザミナーとして認定するものとする。

3-6. 技能証様式

『モーターベーシックパイロット技能証』の様式は別表に示す。

『モーターパイロット技能証』の様式は別表に示す。

『モータータンデムパイロット技能証』の様式は別表に示す。

『モーターインストラクター技能証』の様式は別表に示す。

『モーターエグザミナー』の様式は別表に示す。

4. 技能証認定の申請資格

4-1. モーターベーシックパイロット技能証

モーターベーシックパイロット技能証の申請は、次に定める技能及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 有効な JPA パイロット会員証を有すること。
- 2) モーターベーシックパイロット技能証の申請者は、JPA 登録校の開催するモーターベーシックパイロット課程を修了し、モーターベーシックパイロット技能証検定試験に合格すること。
- 3) パラモーターの操縦を行うにあたり支障となるような心身上の欠陥がないこと。
- 4) 20 歳未満の者については、保護者の承諾を得ること。
- 5) エアマンシップを理解し、なおかつ自らが行う飛行操縦は自らの責任で行う者。

4-2. モーターパイロット技能証

モーターパイロット技能証の申請は、次に定める年齢・資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日までに16歳に達していること。
- 2) 有効なJPAパイロット会員証を有すること。
- 3) モーターパイロット技能証の申請者は、JPA登録校の開催するモーターパイロット技能証課程を修了し、モーターパイロット技能証検定試験に合格すること。
- 4) モーターパイロット技能証の申請者は、モーターベーシックパイロット技能証を有すること。
- 5) パラモーターの操縦を行うにあたり支障となるような心身上の欠陥がないこと。
- 6) 20歳未満の者については、保護者の承諾を得ること。
- 7) 社会的ルール及びエアマンシップを理解し、なおかつ自らが行う飛行操縦は自らの責任で行う者。

4-3. モータータンデムパイロット技能証

モータータンデムパイロット技能証の申請は、次に定める年齢・資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日までに20歳に達していること。
- 2) 有効なJPAパイロット会員証を有すること。
- 3) モータータンデムパイロット技能証の申請者は、JPA登録校の開催するモータータンデムパイロット課程を修了し、モータータンデムパイロット技能証検定試験に合格すること。
- 4) モータータンデムパイロット技能証の申請者は、モーターパイロット技能証を有すること。
- 5) パラモーターの操縦を行うにあたり支障となるような心身上の欠陥がないこと。
- 6) エアマンシップを理解し、なおかつ自らが行う飛行操縦は自らの責任で行う者。
- 7) 日本赤十字社の主催する赤十字救急法講習会、または、JPAが主催する救急法セミナーを受講修了した者。ただし救急法救急員の資格は問わない。

4-4. モーターインストラクター技能証

モーターインストラクター技能証の申請は、次に定める年齢・資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日までに20歳に達していること。
- 2) 有効なJPAパイロット会員証を有すること。
- 3) モーターインストラクター技能証の申請者は、モーターパイロット技能証を有すること。
- 4) モーターインストラクター技能証の申請者は、所定のモーターインストラクター技能証課程を修了し、モーターインストラクター技能証検定試験に合格すること。
- 5) パラモーターの操縦を行うにあたり支障となるような心身上の欠陥がないこと。
- 6) 社会的ルール及びエアマンシップを理解し、なおかつ自らが行う飛行操縦は自らの責任で行う者。

4-5. モーターエグザミナー

モーターエグザミナーは、JPA スーパーバイザーによってその能力を認められたものが承認される。

5. 資格申請の制限

5-1. 再申請

この規定に定める技能証明の取り消しを受けた者は、その取り消しの日から 2 年を経過しないと、再申請を行うことができない。

5-2. 不正行為

JPA 会長は、技能証の申請に関し、不正行為のあった者について、2 年以内の期間に限り技能証の申請を受理しないことができる。

6. 技能証の効力

6-1. モーターベーシックパイロット

モーターベーシックパイロットは次に定めるフライトを行うことができる。

- 1) モーターベーシックパイロット技能証を有するものは、モーターインストラクターの監督を受ける場合及びモーターインストラクターからその監督を依頼されたモーターパイロット技能証を有する者の監督を受ければスクールエリア内において、その習得したモーターベーシックパイロット技能の範囲で飛行を行うことができる。
- 2) モーターベーシックパイロット技能証を有する者は、モーターパイロット課程の受講にあたって、モーターインストラクターの監督を受ければ、モーターパイロット技能取得のために 6-2. 1) 項に定める範囲を超えたフライトを行うことができる。

6-2. モーターパイロット

モーターパイロット技能証所持者は次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) モーターパイロット技能証所持者は、フライトを行おうとするエリアのエアリアルールに定められた範囲内において、技能証で認められたパラモーターによる飛行を自己の判断と責任において行うことができる。
- 2) モーターパイロット技能証所持者が、パラモーターで競技飛行・記録飛行・検定飛行など、第 3 者の主催する各種飛行会に参加する場合は、参加する飛行会で定められたルールを守った上で、全ての飛行を自己の判断と責任において行うことができる。

6-3. モータータンデムパイロット

モータータンデムパイロットは次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) モータータンデムパイロット技能証を有する者は、フライトを行おうとするエリアのエアリアルールにさだめられた範囲内において、一名のタンデム同乗者と共に、全ての飛行を自己の判断と責任において行うことができる。
- 2) タンデムパイロット技能証を有する者が、競技飛行・記録飛行・検定飛行など、第

三者の主催する各種飛行会に参加する場合は、参加する飛行会に定められたルールを守った上で、全ての飛行を自己の判断と責任において行うことができる。

6-4. モーターインストラクター技能証所持者

モーターインストラクター技能証所持者は、次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) JPA 登録校の開催する教習に参加するモーター練習生の飛行を指導すること。
- 2) パラモーターの操縦の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 3) パラモーター技能証検定試験を行うこと。

6-5. モーターエグザミネーター

モーターエグザミネーターは次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) モーターインストラクター技能証研修会での指導。
- 2) モーターインストラクター技能証検定会での検定。

7. 検定試験

7-1. 検定試験及び審議会

JPA 会長は、JPA の制定する各種技能証の認定を行う場合は、申請者が必要とする技能及び知識を有するかどうかを判定するため、次に定める検定試験及び審議会を行わなければならない。

- 1) モーターベーシックパイロット技能証技能検定試験
- 2) モーターパイロット技能証技能検定試験
- 3) モータータンデムパイロット技能証技能検定試験
- 4) モーターインストラクター技能証技能検定試験
- 5) モーターエグザミネーターの承認

7-2. 検定試験の概要

検定試験はすべて航空スポーツ倫理試験、実技試験及び学科試験とする。

7-3. モーター審議会の概要

モーター審議会は、JPA 教育事業部が行う申請審議とする。

7-4. 検定試験の立会い

検定試験は、JPA 会長の認定する技能証認定を許された資格を持つモーターインストラクター、モーターエグザミネーターの監督と立ち会いの下で行わなければならない。

7-5. 検定試験の報告

検定試験を行った者は、速やかにその試験の結果を JPA 会長に報告しなければならない。

8. 検定試験の免除

8-1. 外国の技能証所有者に対する検定試験の免除

JPA は、FAI 正会員から発行されたパラグライダーに関しての技能証所有者については、理事会の承認を受け技能証規定に定める検定試験を免除することができる。

8-2. 能力に優れた者の検定試験の免除

技能証の申請者がこの技能証規定に定める技能及び知識について同等以上の能力を有すると認められるときは、理事会の承認を受け技能証規定に定める検定試験を免除することができる。

9. 技能証認定の手続き

技能証を申請しようとする者は、JPA パラモーター技能証規定を理解したうえで「技能証申請書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、必要書類を添付し、所属スクールを通じて JPA に提出すること。

10. 技能証再交付手続き

技能証の再交付を申請する者は再交付の申請料を JPA に納めなければならない。

再交付申請料 500 円

11. 申請料

1) モーターベーシックパイロット技能証	3,000 円
2) モーターパイロット技能証	3,000 円
3) モータータンデムパイロット技能証	3,000 円
4) モーターインストラクター技能証	5,000 円

12. 技能証の更新

12-1. 更新申請の条件

該当する更新講習会に参加し、更新時にその受講証明を提出しなければならない。

12-2. 更新申請書類

「技能証申請書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、必要書類を添付し JPA に提出すること。

12-3. 更新の申請料

技能証の更新申請をする者は、11. に定める申請料と同額を JPA に納めなければならない。

13. 罰則

13-1. 技能証の取り消し又は効力の停止

JPA の発行した技能証を有する者がパラグライダーのフライト、指導を行うにあたり、重大な過失があったと理事会で認められた場合、理事会はその技能証の取り消し、又は2年を限度とする期間を定めその技能証の効力の停止を行うことができる。

13-2. 技能証の申請の不正

技能証の申請に関し不正があったと理事会が認めた場合、JPA はその申請された技能証を無効とし、申請したスクールの登録を抹消することができる。

14. 雑則

14-1. 検定試験の安全管理

検定試験の運営と安全管理は、その主催者が行うこと。

14-2. 技能証、申請書の書式

技能証の書式、申請書の書式については、事務局で随時決定する。

14-3. 医師の診断書の提出

JPA はパイロット会員に対し必要があると認められた場合は、JPA の指定する医師の作成する診断書の提出を求めることができる。

14-4. 診断書の提出期限

診断書の提出を求められた者は指定期日以内に、すみやかに提出すること。

14-5. 賠償責任保険

スクールは、第三者に対する賠償責任について対処すること。

15. パラモーター技能証課程（別紙）

以上